

阿賀野市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月18日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市水道事業管理規程第5号

阿賀野市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

阿賀野市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程（平成23年阿賀野市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この規程は、令和6年12月18日から施行し、改正後の阿賀野市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。